

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、<u>保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）</u>、<u>及び保育の実施に要する費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（保育料の額の通知）</p> <p>第6条 区長は、第4条の規定により保育料の額を決定したとき、<u>又はその額を変更したとき</u>は、扶養義務者に通知するものとする。</p> <p>（督促及び滞納処分）</p> <p>第9条 区長は、扶養義務者が第4条及び前条の規定に基づく保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 区長は、<u>前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは</u>、法第56条第10項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき<u>行う保育の実施及び当該実施に要する費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 区長は、第4条の規定により保育料の額を決定したとき<u>又はその額を変更したとき</u>は、扶養義務者に通知するものとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第9条 区長は、扶養義務者が第4条及び第8条の規定に基づく保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第56条第10項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p>

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。